記入例（一時預かり事業等版）

様式第16号（第12条関係）

請求日　〇〇　年　〇　月　〇日

東松山市長　　宛て

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育及びファミリーサポートセンター事業の施設等利用費

【 令和8年10月～令和8年12月分請求用】

私は、東松山市子育てのための施設等利用給付等に関する規則第12条第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、以下のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、東松山市内に居住していることを東松山市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを東松山市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を東松山市が対象
4. 住民税の課税状況を東松山市が確認す

お手持ちの「施設等利用給付認定決定通知書」に記載されている保護者氏名を記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

ふりがな	まつやま　まっくん	認定子どもとの続柄	父	生年月日	△△　年　△　月　△　日
氏　名	松山　まっくん ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。			現住所	〒355―**** 東松山市〇〇町△△番□□号 電話：　***－****－***

「施設等利用給付認定決定通知書」に記載の認定番号を記入してください。

2. 認定子ども（認定

法第30条の4の認定種別	☑ 第2号　□ 第3号	認定番号	×××××
生年月日	□□　年　□　月　□　日	ふりがな	まつやま　あゆみん
直近3か月の住所 ☑ 現住所のとおり□　転入した□　転出した		氏　名	松山　あゆみん
上記で転入又は転出に該当した場合は、転入・転出日を記入		年　月　日	

3. 償還払いの振込先（※1）

金融機関名		預金種目	☑ 普通　□ 当座
〇〇〇　銀行・信用金庫・農協・信用組合	〇〇〇　支店・出張所	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
		口座名義（カタカナ）	マツヤマ　マツクン

※1　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、別途委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育又は子育て援助活動支援事業（複数記入可）

①	ふりがな	〇〇〇ほいくしつ	所在地	〒355―**** 東松山市〇〇町××番★★号 電話：****－**－****
	施設・事業名	〇〇〇保育室		
	契約している利用料※2	□ 月額　円　□ 日額　円　□ 時間額　円		
②	ふりがな	△△サポートセンター	所在地	〒355―**** 東松山市△△町◇◇番※※号 電話：****－**－****
	施設・事業名	△△サポートセンター		
	契約している利用料※2	□ 月額　円　☑ 日額 2,000 円　□ 時間額　円		
③	ふりがな		所在地	〒　― 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　円　□ 日額　円　□ 時間額　円		

＜裏面も記入してください。＞

「１．施設等利用給付認定保護者（請求者）」に記載された方の名義の口座を指定してください。
別の方の口座を指定する場合、委任状が必要となります。

④	ふりがな		所　在　地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□　月額　　円　□　日額　　円　□　時間額　　円		
⑤	ふりがな		所　在　地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□　月額　　円　□　日額　　円　□　時間額　　円		
⑥	ふりがな		所　在　地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□　月額　　円　□　日額　　円　□　時間額　　円		

※①～⑥に書き切れない数の施設又は事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2　該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5. 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育及び子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)　※3　※4	一時預かり事業、病児保育及び子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)　※3	支払額合計(c＝a＋b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和８年10月	0 円	30,000 円	30,000 円	40,300 円	30,000 円
令和８年11月	0 円	41,000 円	41,000 円	40,300 円	40,300 円
令和８年12月	0 円	30,000 円	30,000 円	40,300 円	30,000 円

※3　上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)及び特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4　利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(小数点以下切捨て)

※5　月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する場合若しくは開始される場合又は市町村間の転出入の場合は、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額
　40,300（45,700)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額
　40,300（45,700)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

この記入例の場合の「10月～12月利用分」の合計請求額は、１００，３００円となります。当該金額について、請求書提出後、概ね３週間～１か月以内に、指定の口座に振り込みます。